

昭二〇、一三、一三 次官會議報告

商工省所管

進駐軍要求物資、使用、收用、貯之供出、
同取扱要領

一、使用、收用又ハ供出ノ順位ハ左記ニ依ルコト

第一 官廳

第二 統制団体等、団体

第三 會社其ノ他ノ法人

第四 一般個人

二、應接用セザト、事務用机、椅子、キヤビネット、絨緞、金庫
其ノ他官廳ニ於テ供出シ得ル物資ハ出来得ル限リ各官
廳所有物ノ中先供出スルコト

三、各官廳ニ對シテ要求物資供出ノ割當事務ハ商工省ニ於
テ之ヲ行フコト

四、使用、收用物資ニ對シテ補償金並ニ供出物資ノ代金ハ
終戰連絡中央事務局（地方ニ於テハ同上事務局地方
事務所）ニ於テ支拂フコト

五、使用、收用又ハ供出物資ノ評價ニ付テハ商工省並ニ地方
ノニ要求物資評價委員會（地方ノハ各地方所
管物資ト供出、委員會トスル又委員會トスル又差支
ナシ）ヲ設置シ右委員會、價格査定ニ依リ當該官
廳ニテ決定スルコト、地方ノハ於ケル要求物資評價
委員會ノ構成及運用方法等ニ關シテハ別途商工
省ヨリ地方長官ニ通牒スルコト

(参考)

第二。高第七号

昭和三十年十二月三日

商工省 陸軍部 陸軍部

進駐軍向物資供給ニ関スル件ニ通牒

進駐軍向物資供給及サービスマン等ニ終戦連絡中
 央事務局ニ於テ夫々各者ニ於テル之カ分担ヲ決定スルコト相成リ
 (別紙)名ラズテ貴地關係ニ於テ又左記方法ニ依リ順次之カ統一
 ヲ圖ラレ度尙進駐軍兼註ニ係ル土産商品(酒伴納用品)
 ニ関シテハ、ニ。高第一九五号ニ依ルニ付爲念

記

一、措置

- 一、内地物資ノ缺乏ニシテ今日現状ニ鑑ミ貴地進駐ノ聯合
 軍トシテ各接ナル連絡ヲ圖リ之ニ統制ヲ組織ニ於テ供給
 粗製糸製造ヲ排シ品質ノ向上規格外ニ統制ヲ圖リ民需
 産業ノ振興及貿易部面ノ發展ヲ計ルコト
- 二、別紙掲示ノ商工省關係物資ニ付テハ一應交易管圍ヲ
 シテ之ヲ受注セシム(纖維關係ノ除ク)
- 三、纖維關係品ハ直接各地方官加要亦書ヲ接受シ管下
 纖維製品統制株式会在庫品ヲ以テ納入セシムコト
 但シ右庫品ヲ以テ充足シ得ル場合ハ陸海軍ナリ商工
 省ノ指テテホリルコト

二、價格

- 一、交易管圍ノ買取及納入價格ニ付テハ特ニ例外許シテ
 認メラレズ付一般市販關係ニ於テル價格ト相違アルニ
 差支ハナキモノトス
- 二、將來尙該品目ニ關スル公價ノ変更ヲ見ルコトアルニ右取
 扱ハ例外的ニ継続サルルモノトス

三、手續

(参考 東京)

イ) 物資供給、際、聯合軍係將校又ハ責任者ノ
 「サイニ」ヲ絶対ニ確保シ置クモノトス
 「サイニ」有無ハ證憑書類トシテノ効力ニ影響
 有ルモノナルコトニ留意スルベト

ロ) 聯合軍納入物資ニ外シテハ、別途大藏省ヨリ通
 牒セラレタル如ク物品税ハ賦課セラレタルニ付其ノ取
 扱ニ付テモ、遺漏ナキヲ期スルベト

ハ) 但シ一般市販關係ニ於テハ、當然税金ヲ賦課シテ
 此價格ニテ取引ヲ行フモノトス
 ニ) 交易當面ノ支店又ハ支店所等無事地方ニ於テハ右
 當面最善ナリノ支店又ハ支店所ヲ極力利用シ通
 商ニシテ連絡ヲ取ルベト

ニ) 地方駐在ノ進駐軍ヨリ多量ノ注文(例ハ食器
 敷布等)アリ是時ハ緊急止ムヲ得ナルモノノ外ハ
 一意關係者有ク希前ニ連絡シ其ノ材料ノ如何ニ
 シテ明確ニル回答ヲ為ス如ク駐在武官ト密接ナ
 ル連絡ヲ取り置クベト(總務局長ヲ直轄參照)

ホ) 聯合軍要需ニ係ル物資ハ、總ニ場合ニ於テ其ノ
 取扱ヲ優先的ニ行フベシ特ニ輸送關係ニ於テハ
 充分ナル準備連絡ヲ為シ置クモノトス

ヘ) 後方装置ニ關シテハ、進駐軍ヨリ直接聯合軍
 總司令部ヲラトシテ大佐ノ申出ツル標準連絡ス
 ルベト

(新谷典・京東)

(参考)

需要品供給(冬有分担表)

特記セルモノノ外ハ商工者分担トス

- (一) 建築資材 木材(農林省) セメント 維持補修用
- (二) 燃料 石炭 薪(農林省) 草
- (三) 潤滑油及クリース
- (四) 紙及紙製品
- (五) 金物及小道具
- (六) 織物
- (七) 発産装置及映寫装置
- (八) 寫真用品
- (九) 電気材料品
- (十) 薬品(石子生産)及化学薬品
- (十一) ペンキ、油、ニス
- (十二) フラレ及帯
- (十三) ロープ及鋼索(鉄及マニラ麻)
- (十四) 醫療齒科用品(厚生省)
- (十五) 皿、ガラス、器具、銀器、刃物
- (十六) 家具及事務用設備品
- (十七) 石礮及ワイヤ
- (十八) イーゼル
- (十九) 徽章、ボタン 縫糸
- (二十) 全制果物、野菜(農林省)
- (二十一) 全制乾燥食料品(茶、コーヒー等)(農林省)
- (二十二) 全制酪製品、家畜、鮮魚(農林省)
- (二十三) 氷(農林省)

- ナールマ (各有分担表)
- 一 建物(内務省) トック (運輸省) 石油倉庫 (商工省) キヤノ地域 (内務省) 飛行場 (航空局) 野天倉庫用地 (運輸省)
- 二 進駐軍装飾品に対する修理及ヤールマ (内務省厚生省)
- 三 供用、水 (内務省) 電気 (商工省) 電話 (逓信院)
- 四 輸送 (運輸省)
- 五 休息地 観光ホテル 運動場 (内務省)
- 六 船舶修理及索船場 (運輸省)
- 七 機械及修理工場 (商工省)
- 八 印刷 (情報局)
- 九 旅行斡旋所 (運輸省)
- 十 特別娯楽 (音楽 芝居 相撲等) (情報局)
- 十一 洗濯屋、ドライクリーニング (商工省)
- 十二 フィルム処理 (商工省)
- 十三 増設工場 (大抵有農林省)
- 十四 ベンチ屋 (看板塗替等) (商工省)
- 十五 靴修理 (商工省)
- 十六 洋服屋及衣服修理 (商工省)
- 十七 時計及楽器の修理 ()
- 十八 眼鏡修理及ヤールマ ()
- 十九 労働者 熟練者及非熟練者 (厚生省)

三
五

306

裏
面
白
紙